

先発・後発医薬品購入契約書

三重県（以下「甲」という。）と●●●●●●●●（以下「乙」という。）は、甲で使用する医薬品の購入契約を、次の条項により締結する。

（総則）

第1条 甲は、薬価基準に記載されている乙の販売する医薬品を、第4条に定める金額で購入することができるものとする。

（品目の指定）

第2条 甲が購入する医薬品については、別紙医薬品契約一覧のとおり定めるものとする。

（契約期間及び納品）

第3条 契約期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

2 乙は、甲の発注に応じて迅速かつ完全に納品し、定期的に訪問する義務を負うものとする。

（契約金額及び請求金額）

第4条 契約金額は、別紙に定めた品目毎の金額とする。

2 請求金額は、納品日及び品目毎に消費税及び地方消費税額を加算し、1ヶ月分を取りまとめた合計金額とする。

ただし、契約金額を変更するとき、変更内容を適用する期間における医薬品の購入について、既支払額と変更後の契約金額に基づく支払額とを精算する。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙に対し契約保証金を免除するものとする。

（検収及び支払い）

第6条 甲は乙から購入した医薬品について検収した後、乙から適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

（瑕疵担保責任）

第7条 乙は、納品した医薬品に破損、数量不足等の瑕疵の通知を6カ月以内に甲から受けたときは、速やかに無償で取り替えるものとする。

（医薬品在庫管理システムへの協力）

第8条 乙は、甲の導入している医薬品在庫管理システムの運用及び実施に関して、積極的かつ誠意を持って協力するものとする。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号に該当するとき、または重大な過失があったときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。

(3) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。

(4) 三重県の発注する物件関係契約に関し、暴力団団員等による不当介入を受けたにも関わらず警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認めら

れるとき。

(5) 災害その他やむを得ない理由以外の理由により契約の解除を申出たとき。

(契約の変更)

第10条 本契約期間中に、経済状況の変動等により価格の変動が生じた場合は、甲乙協議のうえ第4条に定める契約金額を変更することができるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約による業務を行ううえでの個人情報取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(その他事項)

第12条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

第13条 この契約は次年度予算発効時（平成30年4月1日）において生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月 日

甲 三重県津市広明町13
三重県
三重県病院事業庁
病院事業庁長 長谷川 耕一

乙